

## 地震・津波防災計画編

### 第1章 総 則

#### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、浜中町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

#### 第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている「浜中町地域防災計画」の「地震・津波防災計画編」として、浜中町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「浜中町地域防災計画（本編）」による。

#### 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道災害対策基本条例（平成21年北海道条例第23号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主体のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

## 第4節 計画の基本方針

この計画は、町並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

### 第1 実施責任者

#### 1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、浜中町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 2 道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、浜中町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、浜中町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、浜中町及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

## 第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

地震・津波防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

また、防災関係機関の連絡先を資料編に掲載する。

### 1 浜中町

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
浜 中 町	(1) 自主防災組織の育成及び町民の自発的な防災活動の促進に関する事 (2) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事 (3) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関する事 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関する事 (5) 地震・津波発生に対応する施設、設備の整備に関する事 (6) 地震・津波災害応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関する事 (7) 地震・津波災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事 (8) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関する事 (9) 高齢者等避難、避難指示に関する事 (10) 地震・津波発生時の被災者に対する救助並びに救護及び救援に関する事 (11) 地震・津波発生時における保健衛生及び文教対策に関する事 (12) 地震・津波発生時の防御又は拡大防止のための措置に関する事 (13) 地震・津波発生時の交通及び輸送の確保に関する事 (14) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関する事 (15) 要配慮者の把握及び擁護に関する事 (16) 防災ボランティアの受入れに関する事
浜中町教育委員会	(1) 地震・津波発生時における児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 地震・津波発生時の文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事
町立浜中診療所 町立浜中歯科診療所 町立茶内歯科診療所	(1) 地震・津波発生時における緊急医療に関する事。 (2) 被災時の病人等の収容、保護に関する事。 (3) 地震・津波発生時における医療防疫対策に関する事。

### 2 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
釧路東部消防組合 (浜中消防署) (浜中消防団)	(1) 地震・津波発生時における人命救助、財産保護、消防及び水防業務に関する事。 (2) 被災地の警戒態勢に関する事。 (3) 地震・津波発生時の避難誘導及び人命救助に関する事。 (4) 災害時における傷病者の搬送に関する事。

## 3 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関する事 こと。 (2) 非常通信協議会の運営に関する事 こと。
北海道財務局 釧路財務事務所	(1) 公共土木施設、農業水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関する事 こと。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対 する特例措置の要請に関する事 こと。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関する事 こと。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の 支払保険金の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時 間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に 関する事 こと。 (5) 災害時における町への国有財産の無償使用又は無償貸付に関する事 こと。
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関する事 こと。 (2) 関係職員の派遣に関する事 こと。 (3) 関係機関との連絡調整に関する事 こと。
北海道労働局 釧路労働基準監督署 釧路公共職業安定所	(1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関する事 こと。
北海道農政事務所 釧路地域拠点	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等 に関する事 こと。
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関する事 こと。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関する事 こと。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関する事 こと。 (4) 災害時における町長の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関 する事 こと。
北海道経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給と確保に関する事 こと。 (2) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事 こと。 (3) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 こと。 (4) 被災中小企業の振興に関する事 こと。
北海道産業保安監督部	(1) 電気事業者、ガス事業者の防災上の措置の指導に関する事 こと。 (2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスの保安及び事業者の指導に関する事 こと。
北海道開発局 釧路開発建設部 (釧路道路事務所) (根室道路事務所) (根室港湾事務所)	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関する事 こと。 (2) 被害の拡大及び二次被害防止のための緊急対応の実施による町への支 援に関する事 こと。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関する事 こと。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関する事 こと。 (5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関する事 こと。 (6) 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関する事 こと。 (7) 一般国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関する事 こと。 (8) 港湾施設の整備及び災害復旧に関する事 こと。 (9) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関する事 こと。 (10) 補助事業に係る指導、監督に関する事 こと。

## 3 指定地方行政機関（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道運輸局 釧路運輸支局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保を図ること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整を行うこと。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋を行うこと。 (4) 鉄道及び自動車輸送事業の安全確保を図ること。
東京航空局 釧路空港事務所	(1) 航空事業者の災害防止に関する指導に関すること。 (2) 飛行場及び航空保安施設の管理に関すること。 (3) 航空災害時において自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (4) 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整を図ること。 (5) 災害時における空中輸送の連絡調整を行うこと。
北海道地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用、地理情報システムの活用の支援・協力に関すること。 (3) 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共測量の実施における測量法36条に基づく技術的助言に関すること。
釧路地方气象台	(1) 地震、津波の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 地震（発生した断層運動による地震動に限る）、津波の予報・警報等釧路地方气象台の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 地震・津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
釧路海上保安部 第一管区海上保安本部 釧路航空基地	(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3) 災害時において傷病者、医師、避難者又は救難物資等の緊急輸送に関すること。 (4) 海上における人命の救助に関すること。 (5) 海上交通の安全確保に関すること。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。
北海道地方環境事務所	(1) 油等の大量流出による防除の協力に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理等に関すること。 (3) 環境モニタリングに関すること。 (4) 家庭動物の保護等に関すること。
北海道防衛局	(1) 災害時における町等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 (2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 (3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

## 4 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第5旅団 第27普通科連隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

## 5 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
釧路総合振興局	(1) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (2) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。 (3) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報に関すること。 (4) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。 (5) 防災に関する食料の供給、資材及び機器の備蓄並びに供給に関すること。 (6) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (7) 高齢者等避難、避難指示に関すること。 (8) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 (9) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (10) 市町村及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。 (11) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (12) 災害時におけるボランティア活動に関すること。 (13) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (14) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。

## 6 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道釧路方面本部 厚岸警察署 (霧多布駐在所) (茶内駐在所) (浜中駐在所)	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報の伝達及び災害情報の収集に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 広報活動に関すること。 (7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

## 7 北海道教育委員会

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道教育委員会 釧路教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 児童、生徒に対する地震・津波防災に関する知識の普及に関すること。 (3) 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。 (4) 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

## 8 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便株式会社 北海道支社 (霧多布郵便局) (茶内郵便局) (浜中郵便局) (姉別郵便局) (琵琶瀬郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社厚岸駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
東日本電信電話株式会社 釧路営業支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
株式会社NTTドコモ 北海道支社釧路支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDDI株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本銀行釧路支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
日本赤十字 北海道支部	(1) 救助法が適用された場合、道知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
日本放送協会 釧路放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
日本通運株式会社 釧路支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
北海道電力株式会社	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。
北海道電力ネットワーク株式会社	(2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。

## 9 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
民間放送事業者	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般社団法人 釧路市医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人 釧路歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
一般社団法人 釧路薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。

## 9 指定地方公共機関（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公益社団法人 北海道獣医師会	(1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。
一般社団法人 北海道バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人 北海道トラック協会 釧路地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
一般社団法人 北海道警備業協会 釧路支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人 北海道看護協会 釧路支部	(1) 災害時における看護業務の支援に関すること。
一般社団法人 北海道LPガス協会 釧路支部	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援に関すること。
一般社団法人 北海道建設業協会	(1) 災害時における応急対策業務に関すること。
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 釧路地区事務所	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 浜中町社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。

## 10 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社会福祉法人 浜中町社会福祉協議会	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対応などの協力を行うこと。 (2) 災害時における非常食の炊き出しなどの協力を行うこと。 (3) 災害時におけるボランティアの受け入れに関すること。 (4) 生活福祉資金の貸付に関すること。
浜中町赤十字奉仕団	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対応などの協力を行うこと。 (2) 災害時における非常食の炊き出しなどの協力を行うこと。
浜中漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
散布漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
浜中町農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
浜中酪農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
釧路東部森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。



## 10 公共団体及び防災上重要な施設の管理者（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
浜中町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
北海道ひがし農業共済組合 釧路東部事業センター (浜中家畜診療所) (姉別家畜診療所)	(1) 町が行う災害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における飼養動物の応急対応に関すること。
日本水難救済会 浜中救難所	(1) 海難救助及び漁港等の防災対策を行うこと。
浜中町建設業協会	(1) 災害時における応急土木工事の支援活動を行うこと。
霧多布温泉「ゆう ゆプロジェクト」	(1) 町が行う応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における避難所の運営に関すること。
一般社団法人北海道 総合在宅ケア事業団 (厚岸地域浜中訪問 介護ステーション)	(1) 町が行う災害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における医療・福祉関係機関の連絡調整並びに応急医療・応急介護に関すること。

## ○資料編 [各種資料] 資料17 防災関係機関等の連絡先

## 第3 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて町民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開する。

## 1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

## (1) 平常時の備え

ア 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認

イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、

ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房、給湯用燃料の確保

- ウ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- エ 隣近所との相互協力関係のかん養
- オ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- カ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- キ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- ク 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 町・防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努める。

## 2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備

- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

**3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進**

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。
- (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、町民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、本町における地域社会の防災体制の充実を図る。

**4 町民運動の展開**

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかける。

**第5節 浜中町の概況**

本節については、本編第2章「浜中町の概況」を準用する。

## 第6節 浜中町及びその周辺における地震・津波の発生状況

### 第1 浜中町の地震と津波

本町で記録が残っている被害地震津波は、昭和20年以降には、昭和27年(1952年)3月の十勝沖地震、昭和35年(1960年)5月のチリ地震津波、昭和48年(1973年)6月の根室半島沖地震、平成5年(1993年)1月の釧路沖地震、平成6年(1994年)10月の北海道東方沖地震、平成15年(2003年)9月の十勝沖地震、平成16年(2004年)11月の釧路沖地震、同年12月の根室半島南東沖地震、平成23年(2011年)3月の東北地方太平洋沖地震、平成25年(2013年)2月十勝地方南部地震と被害を及ぼした地震(津波)が発生している。

なお、過去に発生した各地域の主な被害地震は関係資料のとおり。

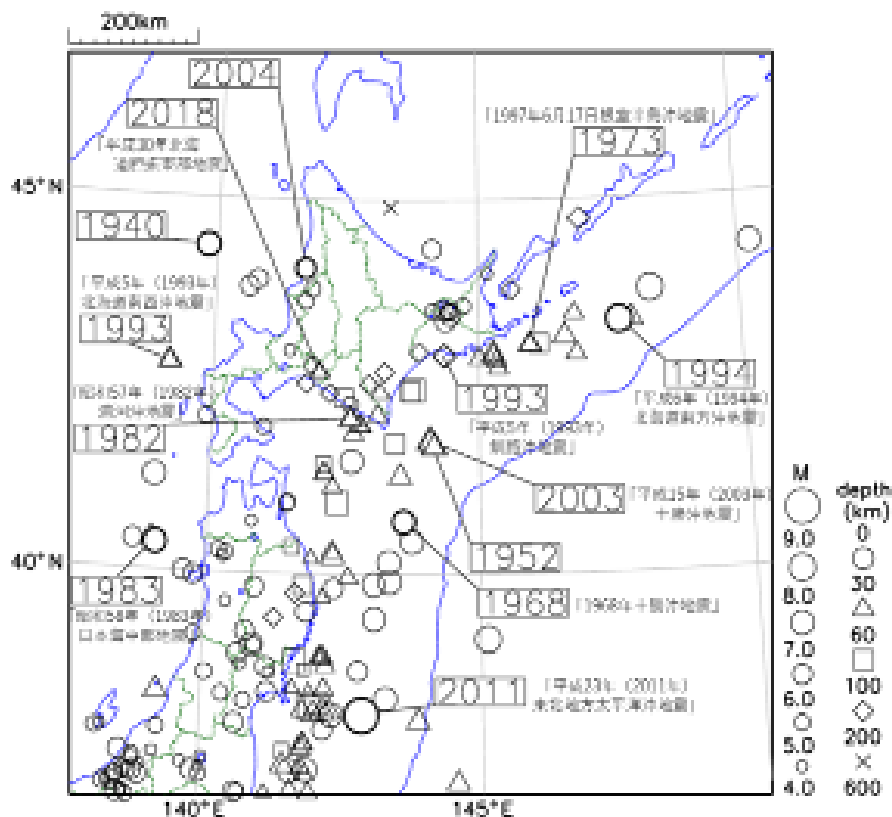
- 資料編 [各種資料]    資料20 過去の地震・津波の記録  
                              資料44 気象庁震度階級関連解説表

### 第2 被害地震の震央分布

北海道に被害をもたらした地震の震央分布は、次図のとおりである。

なお、このほかに、カムチャッカやチリの地震津波が被害をもたらしている。

#### ●北海道に被害をもたらした地震の震央分布図



- ※ 震源は、気象庁の震源カタログが整備されている1923年8月1日以降とした。また、被害は理科年表及び総務省消防庁による。（資料：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編））
- ※ 吹き出しは被害をもたらした主な地震を示す。気象庁が命名した地震はその名称を記載した。

### 第3 既往地震における道東総合振興局・地域の最大震度

北海道に被害をもたらした地震のうち、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局地域で震度5弱以上を観測され、又は推定された市町村とその震度は、次表のとおりである。

浜中町における昭和20年以降の地震による最大震度は、1993年（平成5年）1月15日の釧路沖地震による震度6（気象庁震度観測点：釧路市）、1994年（平成6年）10月4日の北海道東方沖地震による震度6（気象庁震度観測点：釧路市）及び、2003年（平成15年）十勝沖地震による震度6弱（平成8年10月1日から震度階級が変更）が最大である。

なお、浜中町における地震観測は、平成8年3月から防災科学技術研究所の強震観測施設、平成24年10月から気象庁地震計が観測を開始している。

#### ●既往地震による十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局別の最大震度

総合振興局・振興局名	最大震度[地点：地震名又は震央名（発生年）]
十 勝	6弱 豊頃町、鹿追町、幕別町、忠類村：十勝沖（2003） 5 帯広市、本別町、広尾町：十勝地方南部（1970） 5 帯広市、広尾町：釧路沖（1993） 5 足寄町、広尾町：北海道東方沖（1994） 5強 足寄町、帯広市、本別町、更別村、広尾町：十勝沖（2003） 5強 浦幌町：十勝地方南部（2013） 5強 上士幌町、音更町、清水町、芽室町、忠類村：十勝沖（2003） 5弱 帯広市、音更町、清水町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、新得町、大樹町：十勝地方中部（2013）
釧 路	6 釧路市、厚岸町：北海道東方沖（1994） 6弱 釧路町、厚岸町：十勝沖（2003） 5強 弟子屈町、釧路町：釧路沖（2004） 5弱 弟子屈町、釧路町、厚岸町、標茶町、白糠町：十勝地方南部（2013）
根 室	6 （別海町）：国後島付近（1907） 5 根室市：根室半島南東沖（1973） 5 根室市、中標津町、羅臼町：北海道東方沖（1994） 5強 別海町：十勝沖（2003）、釧路沖（2004） 5強 根室市：十勝地方南部（2013）

（注）震度は、気象庁発表の観測値による、括弧付地点は聞き取り調査による。  
市町村ごとに、最大震度を記録した直近の地震を掲載。

## 第4 既往地震津波における沿岸市町村の最大波高

北海道における十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局別の沿岸市町村における最大波高は次表のとおりである。

道内のこれまでの遡上高の最大は、平成5年(1993年)の北海道南西沖地震による奥尻町の30.6mである。

浜中町においては、昭和35年(1960年)のチリ地震による津波高4.3mがある。

また、津波堆積物調査により、北海道太平洋沿岸(十勝～根室)において約500年間隔で発生する巨大地震(以下「500年間隔地震」という。)が明らかにされた。

500年間隔地震は、津波の最大波高が10m～15m、海岸から2km～3km以上に及ぶ広範な陸域まで津波が押し寄せた痕跡が確認されている。

直近のものは、17世紀初頭の発生であり、過去6500年間に10数回の発生が確認されている。

浜中町の予想津波高は、7.5mから高いところで10.7mと予想され、海岸部の居住地域のほぼ全域が浸水域と予想されている。

平成23年3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震により、揺れは震度3で被害はなかったが、大津波警報が発表(北海道太平洋沿岸東部地域では初めて「大津波警報」が発表された。)され、昭和35年(1960年)のチリ地震津波以降最大規模の大津波が20波以上(気象庁発表津波高:霧多布港最大2.6m)押し寄せ、港湾、漁港関連施設、協同利用施設、養殖施設、漁船、漁具、水産加工場他甚大な被害を受けた。住宅地については、改修工事中の防潮堤の一部分からの越波による床上浸水が1棟あったが、他に被害はなかった。

## ●既往地震による十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局別の沿岸市町村における最大波高(単位m)

	1952年 十勝沖 M8.2	1960年 チリ地震 M8.5	1968年 十勝沖 M7.9	1973年 根室半島沖 M7.4	1994年 北海道東方 沖 M8.2	2003年 十勝沖 M8.0	2011年 東 北地方太平 洋沖 M9.0
十勝	大樹町 3.3	豊頃町 4.4	大樹町 2.7	—	広尾町 1.6	広尾町 4.1	豊頃町 4.3
釧路	釧路町 6.5	浜中町 4.3	浜中町 2.0	浜中町 4.5	浜中町 1.1	厚岸町 4.4	釧路市 2.8
根室	根室市 3.1	根室市 3.3	—	根室市 6.0	根室市 1.7	根室市 1.4	根室市 3.2

(注1) 最大波高は、現地調査による浸水高で、1m以上に限る。

(注2) 東北地方太平洋沖地震の数値は、今後変更される場合がある。

## 第7節 浜中町における地震・津波の想定

## 第1 基本的な考え方

北海道で想定される地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けて考えられている。

海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の地震や「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

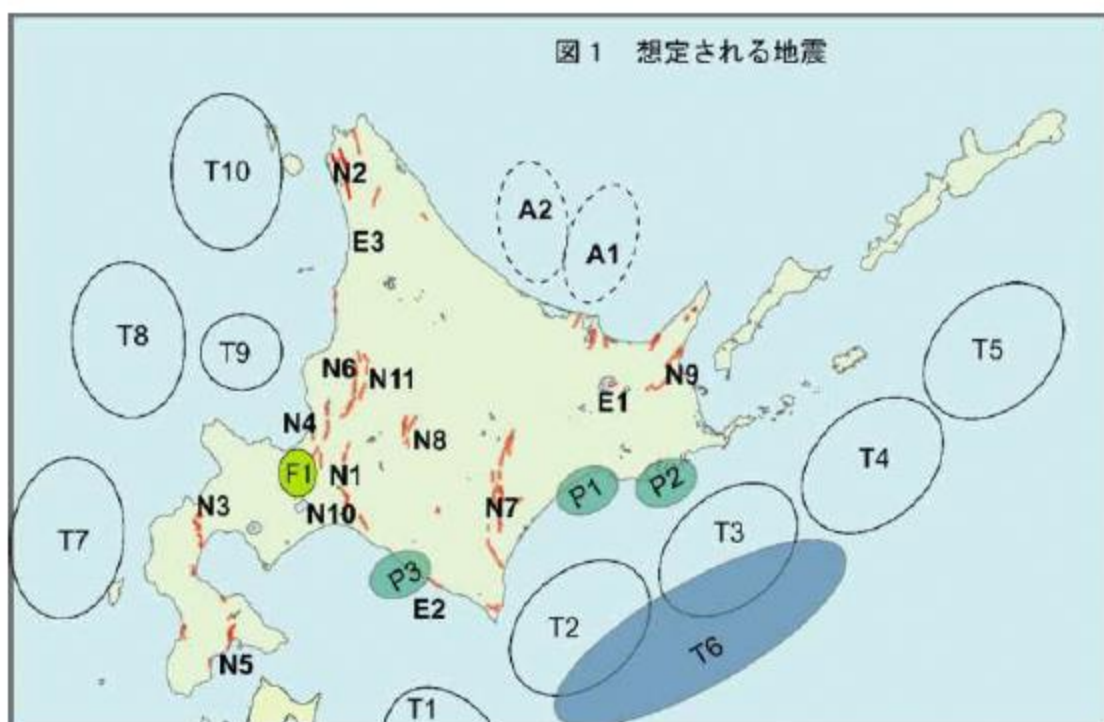
内陸型地震としては、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理した。

北海道の想定地震は図1及び表1となり、概要は次のとおりである。

今後、地震動による被害については詳細な想定を行う。

## ● 図1 想定地震の震央位置



●表1 想定地震の種類

地震	断層モデル	例(発生年)	位置	マグニチュード	長さ(km)	
海溝型地震						
(千島海溝/日本海溝)						
T 1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0	—
T 2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1	—
T 3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	8.0	—
T 4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	8.0	—
T 5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.3	—
T 6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6	—
(日本海東縁部)						
T 7	北海道南西沖	—	1993年	既知	7.8	—
T 8	積丹半島沖	—	1940年	既知	7.8	—
T 9	留萌沖	—	1947年	既知	7.5	—
T 10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	8.0	—
(プレート内)						
P 1	釧路直下	—	1993年	既知	7.5	—
P 2	厚岸直下	—	1993年型	推定	7.2	—
P 3	日高中部	—	1993年型	推定	7.2	—
内陸型地震						
(活断層帯)						
N 1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
	主部北側				7.5	42
	主部南側				7.2	26
N 2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
N 3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
N 4	当別	地震本部		既知	7.0	22
N 5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
N 6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
N 7	十勝平野	地震本部		既知		
	主部				8.0	88
	光地園				7.2	28
N 8	富良野	地震本部		既知		
	西部				7.2	28
	東部				7.2	28
N 9	標津	地震本部		既知	7.7	56
N 10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
N 11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
(伏在断層)						
F 1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	—
(既往の内陸地震)						
E 1	弟子屈地域	—	1938年	推定	6.5	—
E 2	浦河周辺	—	1982年	推定	7.1	—
E 3	道北地域	—	1874年	推定	6.5	—
(オホーツク海)						
A 1	網走沖(北見大和堆)	—	未知	推定	7.8	60
A 2	紋別沖(紋別沖構造線)	—	未知	推定	7.9	70



## 1 海溝型地震

### (1) 千島海溝南部・日本海溝北部（T1～T5）

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部（T1）、十勝沖（T2）、根室沖（T3）、色丹島沖（T4）及び択捉島沖（T5）の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震から巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価が出され、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。

なお、千島海溝におけるM（マグニチュード：以下同様）8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は、72.2年とされている。

#### ア 三陸沖北部（T1）

三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9（1968年十勝沖地震）、1994年M7.6（三陸はるか沖地震）が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

#### イ 十勝沖（T2）

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発生するアスペリティはほとんど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域は、M8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は、10%程度とされている。

#### ウ 根室沖（T3）

根室沖では、1894年M7.9、1973年M7.4の地震が発生している。津波の高さの分布から、1894年の地震は、釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。この地域では、M7から8クラスの地震が発生すると考えられ、「1973年根室沖地震」が比較的規模が小さかったこと、1973年から約30年経過していること、「平成15年（2003年）十勝沖地震」では、釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、30年以内の地震発生確率は、80%程度とされている。

#### エ 色丹島沖（T4）

色丹島沖では、1893年M7.7、1969年M7.8とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料は少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

#### オ 択捉島沖（T5）

択捉島沖の領域では、1918年M8.0、1963年M8.1とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料は少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

### (2) 500年間隔地震（T6）

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年

間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震（「500年間隔地震」）についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島沖から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。

### (3) プレート内のやや深い地震（P1、P2）

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100キロメートルほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の1993年M7.5や北海道東方沖M8.2の地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、釧路沖（P1）、厚岸直下（P2）を想定する。

## 2 内陸型地震

### (1) 活断層帯（N1～N11）

道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を発表しているのは、表1『N1～N11』の11の活断層帯である。M7以上のいずれも浅い（20km以浅）逆断層型の地震が想定される。

そのうち本町に大きな影響を及ぼすであろう断層帯は十勝平野断層帯（N7）と標津断層帯（N9）の2つである。

#### ア 十勝平野断層帯（N7）

十勝平野断層帯は、主に足寄西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8程度の地震が想定されている。光地園断層は、西側隆起の逆断層で、M7.2程度の地震が想定される。30年以内の地震発生確率は主部が最大0.2%、光地園断層が最大0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

#### イ 標津断層帯（N9）

標津断層帯は、羅臼町から標津町、中標津町の知床半島基部に分布する活断層からなる。北西に傾斜した逆断層と推定され、M7.7程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

### (2) 既往の内陸地震（E1）

#### 弟子屈地域（E1）

弟子屈地域では、横ずれ断層型の地震が頻繁に発生している。主なものでも1938年M6.0、1959年M6.2、1959年M6.1及び1967年M6.5の地震があり、被害を出している。

## 3 その他

上記のほか、青森県三陸沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。

なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生率等の長期評価については、資料編の主要な活断層及び海溝型地震の長期評価による。

## ○資料編 [各種資料] 資料45 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価

## 第2 浜中町における想定地震津波

## 1 基本的な考え方

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、道東に影響の大きい津波を対象として詳細な津波浸水予測及び被害想定が行われている。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的見地にに基づいた、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行う。

## 2 北海道太平洋沿岸の地震

## (1) 津波浸水想定の設定

北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。

## (2) 津波浸水予測・被害想定調査の実施（平成17年度・18年度）

北海道太平洋沿岸地域の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波は、北海道の太平洋沿岸地域を中心に広範囲に影響を及ぼすものであることから、平成17年度と同18年度に表2に示す北海道に影響の大きい地震津波について、中央防災会議の専門調査会で検討された断層パラメータを用いて、津波の伝播状況、津波水位、遡上（浸水）状況を予測するとともに、この結果に基づき被害想定計算を行っている。

平成17年度には太平洋沿岸中部・東部地区（日高振興局管内から根室振興局管内に至る沿岸市町）、平成18年度には太平洋沿岸西部地区（渡島総合振興局管内から胆振総合振興局管内に至る沿岸市町）の調査を完了したが、東日本大震災を踏まえ、次の(3)のとおり、平成24年度に太平洋沿岸における新たな津波浸水予測を行った。

●表2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る想定地震（津波）の規模

地震名	規模	備考
色丹沖の地震	Mw 8.3	
根室沖・釧路沖の地震	Mw 8.3	
十勝沖・釧路沖の地震	Mw 8.2	
500年間隔地震	Mw 8.6	津波のみ
三陸沖北部の地震	Mw 8.4（強震度はMw8.3）	

(注) 地震の規模は、震源断層の断層運動に基づくモーメントマグニチュード (Mw) で示しており、地震波の振幅に基づくマグニチュードとは同一ではない。

【参考】2003年十勝沖地震 Mw7.9、2011年東北地方太平洋沖地震Mw9.0

## (3) 津波浸水予測・被害想定結果（平成17年度・18年度）

北海道が行った想定地震津波により、本町に被害を及ぼすことが想定される地震津波の概要は次のとおりである。

## ア 根室沖・釧路沖の地震

浜中町から根室市にかけては500年間隔地震に次いで水位が高くなり、海岸における津波水位は5 m前後に達する。最大遡上高は根室市で7 m前後に達する場所もある。津波到達時間は厚岸町で20分弱の場所があり、影響開始時間は浜中町と厚岸町の境付近で10分程度となる。人的被害は、避難意識が低い場合、全体で240人～320人の死者が発生する。避難意識が高い場合、夏の昼のケースでは10分の1程度に死者数が減少する。建物被害は、230棟から300棟程度の全壊が生じる。釧路市、根室市での被害が大きい。

なお、本町における津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高は表3のとおりである。

●表3 根室沖・釧路沖の地震 (Mw8.3)

地名	影響開始時間(分)	第1波到達時間(分)	最大遡上高(m)	地名	影響開始時間(分)	第1波到達時間(分)	最大遡上高(m)
藻散布	10	26	4.4	榊町	24	33	4.0
火散布	10	27	3.7	幌戸	24	32	4.6
渡散布	11	26	4.1	奔幌戸	24	32	5.4
琵琶瀬	14	28	3.1	仙鳳趾	21	30	6.4
琵琶瀬湾	16	28	3.7	恵茶人	21	31	5.5
霧多布	23	31	3.7				

## イ 十勝沖・釧路沖の地震

厚岸町の海岸で津波水位が5 m前後になる場所があり、最大遡上高は、厚岸町、豊頃町、大樹町で5 mを超える場所がある。新ひだか町(旧三石町)より東側では津波到達時間が30分未満となり、早い場所では20分強となる。影響開始時間は、様似町、えりも町、広尾町で10分未満となるが、これは波源域付近で強い押し波が予測されたものである。渡島・胆振総合振興局管内では、津波水位、最大遡上高とも3 m未満で、津波到達時間は函館市の一部を除き1時間超となる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がない場合には全体で380人から570人の死者が発生し、特に釧路市で被害が大きい。避難意識が高い場合、夏の昼のケースでは8分の1程度に死者数が減少する。建物被害は、全体で400棟から450棟弱の全壊が生じ、特に釧路市では150棟から180棟弱の全壊被害となる。

なお、本町における津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高は表4のとおりである。

●表4 十勝沖・釧路沖の地震 (Mw8.2)

地名	影響開始時間(分)	第1波到達時間(分)	最大遡上高(m)	地名	影響開始時間(分)	第1波到達時間(分)	最大遡上高(m)
藻散布	18	23	3.7	榊町	27	30	3.7
火散布	19	24	3.4	幌戸	26	30	2.9
渡散布	19	24	3.2	奔幌戸	26	30	3.0
琵琶瀬	22	25	3.9	仙鳳趾	26	28	2.3
琵琶瀬湾	23	25	4.1	恵茶人	26	29	2.2
霧多布	24	28	4.2				

## ウ 500年間隔地震

根室振興局管内では、根室市の納沙布岬よりも南側の海岸で5mを超える津波の高さになり、最大遡上高は9mを超える場所もある。また、この地区で津波到達時間は30分以下となり、影響開始時間は20分より早い場所もある。釧路総合振興局管内から十勝総合振興局管内にかけては、釧路港などの一部を除いてほとんどの海岸で5mから10mの最大水位となり、釧路町昆布森など一部では15m前後の津波になる場所もある。最大遡上高も、釧路町、豊頃町で15mを超える場所がある。津波到達時間が最も早いのは浜中町と厚岸町の境付近及び釧路町で、30分よりも早く、また、影響開始時間も9分から10分程度になる。日高振興局管内では、えりも町でもっとも津波水位が高くなり、襟裳岬では20mを超える。様似町、浦河町でも5mを超えるが、新ひだか町（旧三石町）以西では他の想定地震と同程度の影響となる。津波到達時間はえりも町で30分前後の場所があり、津波影響時間も20分未満となる。渡島・胆振総合振興局管内では、津波水位、最大遡上高とも3m未満で、津波到達時間は函館市、白老町の一部を除き1時間超となる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果が無い場合には、全体で650人から900人の死者が発生すると予測された。特に根室市、釧路市では100人を超える死者が発生する場合もある。避難意識が高い場合には、死者数は10分の1程度に減少する。建物被害は、全体で2,400棟から4,500棟弱の全壊が発生し、釧路市、浜中町などで被害が大きい。

なお、本町における津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高は表5のとおりである。

●表5 500年間隔地震（Mw8.6）

地名	影響開始時間(分)	第1波到達時間(分)	最大遡上高(m)	地名	影響開始時間(分)	第1波到達時間(分)	最大遡上高(m)
藻散布	9	27	9.4	榊町	16	33	8.1
火散布	9	28	10.7	幌戸	16	33	7.5
渡散布	9	28	9.3	奔幌戸	16	30	9.3
琵琶瀬	13	33	8.0	仙鳳趾	15	31	10.5
琵琶瀬湾	18	33	8.3	恵茶人	13	32	10.3
霧多布	18	32	8.3				

## (4) 2012年（平成24年）の津波浸水予測

北海道は、2012年（平成24年）6月28日、東日本大震災の教訓を踏まえ、太平洋沿岸の津波浸水予測図を改定した。

その中で、浜中町は今までの「500年間隔地震津波」の想定（火散布での遡上高10.7m）を大きく上回る津波高（琵琶瀬34.6m、渡散布30.6m、藻散布27.2m等）が公表された。

町内ほとんどの沿岸最大水位が約15mを越えるとされており（榊町14.8m～琵琶瀬34.6m）、更に7月27日に津波遡上高を追加公表し、浜中町では最大43.8m（琵琶瀬）まで津波が遡上すると想定している。

これは、1993年（平成5年）7月12日発生 of 北海道南西沖地震津波の遡上高30.6m（奥

尻島)、2011年(平成23年)3月11日発生の東日本大震災での最高遡上高40.5m(宮城県宮古市)を上回る予想となっている。

被害予想については、公表されていないが、「東日本大震災」の教訓である命を守るため、一刻も早い住民避難に結びつく、ソフト対策、ハード対策を推進する。

また、この想定津波を引き起こす地震の大きさは、東日本大震災の地震の大きさ(マグニチュード9.0)を上回る、マグニチュード9.1が想定されているが、その被害想定についても現在北海道で検討中である。

なお、本町における津波の影響開始時間、到達時間、沿岸最大水位、最大遡上高は表6のとおりである。

●表6 北海道が公表した「新たな津波浸水予測(平成24年6月28日公表)

地名	影響開始時間(分)	第1波到達時間(分)	沿岸最大水位(m)	最大遡上高(m)	地名	影響開始時間(分)	第1波到達時間(分)	沿岸最大水位(m)	最大遡上高(m)
藻散布	4	24	27.2	32.0	榊町	9	26	14.8	19.9
火散布	4	23	27.0	29.9	幌戸	7	27	16.6	19.8
渡散布	4	23	30.6	32.2	奔幌戸	7	27	15.4	19.5
琵琶瀬	4	21	34.6	43.8	仙鳳趾	5	27	27.2	34.6
琵琶瀬湾	6	21	10.0	33.4	恵茶人	5	28	26.3	37.7
霧多布	10	24	15.8	13.9					

○資料編 [各種資料] 資料32 津波浸水想定区域図

資料46 道東における想定地震津波

#### (5) 千島海溝沿いの巨大地震モデル

内閣府は、2020年(令和2年)4月21日、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」について最大クラスの津波断層モデル、震度分布、津波高、浸水域の推計結果を公表した。

その内容は、最大クラスの津波を引き起こす震源断層モデルは、千島海溝(十勝・根室沖)モデルでマグニチュード9.3、震度分布は北海道太平洋側の広い範囲で強い揺れが推定され、浜中町、厚岸町で震度7となっている。

津波高は、根室市からえりも町付近にかけて10~20mを超える津波高となっており、浜中町では、最大沿岸津波高22.1m(恵茶人)となっている。

このモデルを基に北海道は、2021年(令和3年)7月19日、「太平洋沿岸の津波浸水想定を公表、10月15日には津波浸水想定区域を「津波災害警戒区域」に指定された。

なお、本町における津波の最大津波高などは表7のとおりである。

●表7 北海道が公表した太平洋沿岸の津波浸水想定(令和3年7月19日公表)

地名	最大津波高(m)	影響開始時間(分)	第1波到達(分)	最大波到達(分)	地名	最大津波高(m)	影響開始時間(分)	第1波到達(分)	最大波到達(分)
恵茶人	15.8	9	32	32	霧多布西	9.3	8	34	34
奔幌戸	13.1	14	35	35	琵琶瀬	6.7	10	30	30
榊町	12.2	14	35	35	渡散布	16.0	6	27	27
霧多布港	8.8	11	36	36	藻散布	15.8	3	27	27
湯沸	13.7	8	29	29					